



令和6年11月15日

令和6年度日本語教員試験出願状況についてお知らせします

文部科学省では、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）に基づき、登録日本語教員になるために必要な資格試験である、日本語教員試験を初めて実施します。

この度、同試験の出願者数等を取りまとめましたので、以下のとおり公表します（出願期間は令和6年8月1日（木）～令和6年9月6日（金））。

令和6年度試験の出願者は18,387人となっています。

試験は、11月17日（日）に全国8地域12会場で実施します。

1. 経緯・目的

我が国の在留外国人が急激に増加する中、外国人の方に対する日本語教育の環境を整備するため、今年の4月から施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により、日本語教育機関の認定制度とともに、新たな国家資格である「登録日本語教員」の制度が創設されました。「登録日本語教員」になれば、資格により日本語教師として必要な知識、技能、実践的な技術を修得していることを示すことができ、「認定日本語教育機関」で働くことが可能となります。

「日本語教員試験」は、この「登録日本語教員」になるために必要となる資格試験です。

2. 出願状況

（1）概要

令和6年度出願者数 18,387人

（2）出願状況概要

別紙のとおり

<担当> 総合教育政策局日本語教育課
nihongo-shiken@mext.go.jp

令和6年度日本語教員試験 出願状況概要

【表1】会場別出願状況

地 域	出願者数 (人)
北 海 道	241
東 北	305
関 東	6,496
中 部	1,175
近 畿	2,569
中 四 国	481
九 州	1,019
沖 縄	143
試験をすべて免除される者 ^(注)	5,958
計	18,387

(注) 「試験をすべて免除される者」とは、下の【表2】の区分において、「E-1ルート」及び「E-2ルート」に該当する者であり、基礎試験・応用試験のすべてが免除される者である。

【表2】資格取得ルート別出願状況^(注1)

区 分		出願者数 (人)
試 験 ル ー ト		4,133
養 成 機 関 ル ー ト		0
経 過 措 置 (注2)	Cルート (現職者に限らず必須の50項目に対応した課程修了者)	5,750
	D-1ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者①)	1,574
	D-2ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者②)	691
	E-1ルート (現職者のうち民間試験に合格した者①)	1,228
	E-2ルート (現職者のうち民間試験に合格した者②)	4,730
	Fルート (上記以外の現職者)	281
計		18,387

(注1) (注2) 「資格取得ルート」と「経過措置」の詳細については参考資料を参照。なお、参考資料のうち「養成機関ルート」については、令和6年度試験の出願時点では登録日本語教員養成機関が存在しないため、該当者はいない。

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等(26単位～)
- ・専門学校等(420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等(25単位～)
- ・専門学校等(375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間

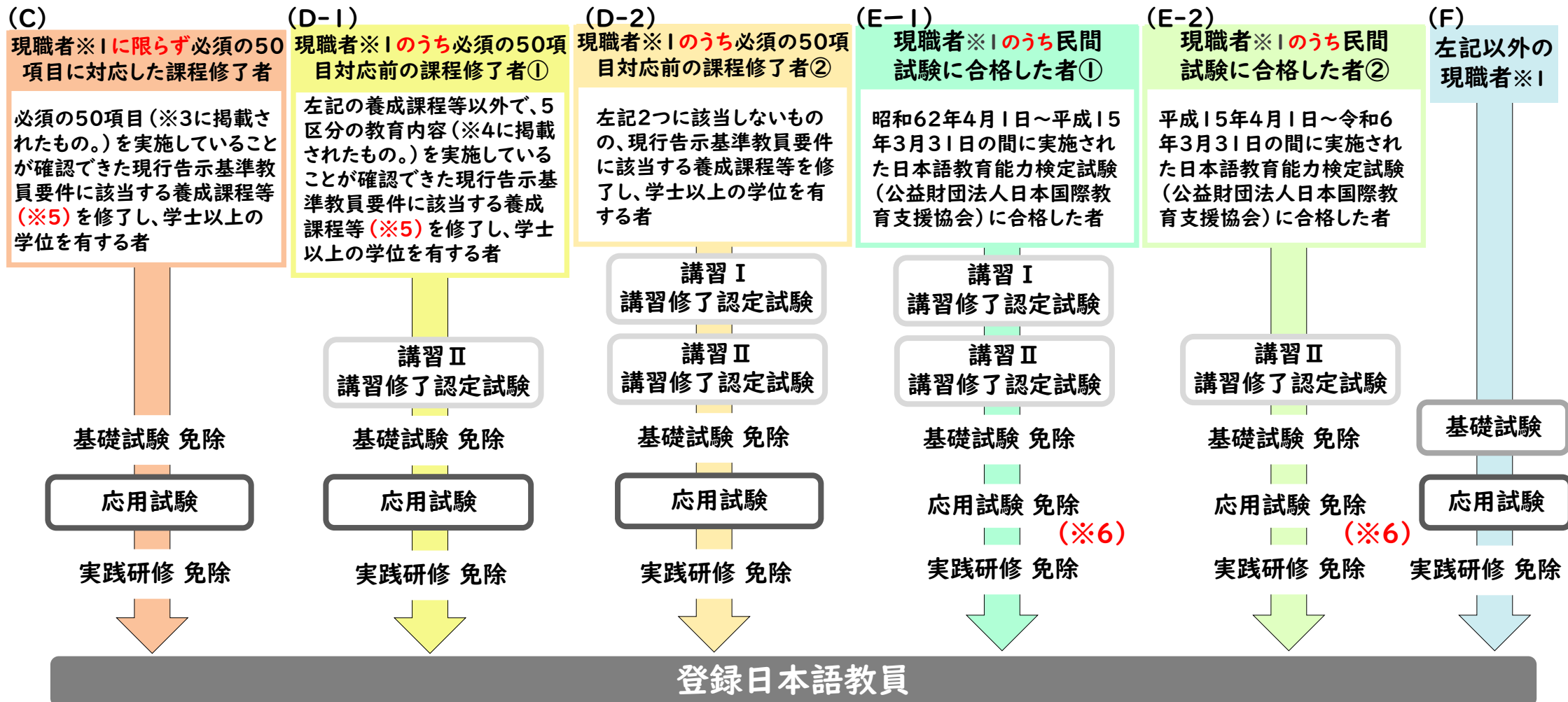


文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会 ※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C) 及び (D-1) の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94091201_01.pdf

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。